

## 日本学生支援機構奨学金

令和3年新潟県糸魚川市における地滑りに係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

以下の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室学生支援総括係 [email: kousei.adm@ml.tmd.ac.jp] までご相談ください。

### 1. 災害救助法適用地域及び適用日

【新潟県】糸魚川

（災害救助法適用日：2021年3月4日）

### 2. 給付奨学金家計急変採用

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内一家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書  （注意）「給付奨学金案内一家計急変」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。

### 3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2021年3月以降で申込者が希望する月	2021年3月 （条件によって延長可能）
応急採用（第二種奨学金）	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

### 4. JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

※ 令和2年4月1日以降に発生した災害から、①支給要件の拡充（生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅（学生が居住していなくとも可）も対象）、②申請期間の延長（災害発生の翌月から3か月以内としていた申請期限を6か月以内に延長）しています。（<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>）